

太子町都市計画マスタープラン

人と自然と歴史が交流し

未来へつなぐ和のまち "たいし"

<概要版>

平成 30 年 3 月

大阪府 太子町

目 次

1. 都市計画マスタープランとは	1
1・1 都市計画マスタープランの目的	1
1・2 都市計画マスタープランの位置づけ	1
1・3 計画区域.....	1
1・4 計画期間.....	1
1・5 計画の構成	1
2. 太子町の将来像.....	2
2・1 まちづくりの基本目標	2
2・2 都市フレーム（人口フレーム）	2
2・3 将来都市構造.....	3
3. 都市づくりの方針	6
3・1 土地利用方針.....	6
3・2 都市基盤施設等の整備方針.....	9
3・3 環境・景観等の保全・形成方針	15
3・4 市街地及び周辺地域の整備方針	18
3・5 都市防災の方針	21
4. 計画実現に向けた方策	22
4・1 住民との協働によるまちづくりの推進	22
4・2 計画の進行管理	22
4・3 見直しの方針.....	23

1. 都市計画マスタープランとは

1・1 都市計画マスタープランの目的

都市計画マスタープランは、都市計画法第18条の2に基づき策定するもので、太子町の都市計画分野での基本的な施策の方針を示すものです。

上位計画として大阪府が定める「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」等の計画に即し、太子町の将来像や、土地利用、都市施設等に関する計画等のあり方を明らかにするものです。

本町では、平成20年に現行の都市計画マスタープランが策定されて以来、都市計画やまちづくりを計画的に進めてきましたが、10年が経過し、上位計画の見直しや本町をとりまく社会情勢や環境も変化しています。

また、平成28年3月には本町の将来像の総合的な指針となる「第5次太子町総合計画」が策定され、新たなまちづくりの方針が示されたことから、都市計画マスタープランの改訂を行うこととしました。

現在、太子町においては、貴重な自然環境や歴史環境を守りながら、安心して住み続けられる、暮らしやすいまちを作り上げていくことが大きな課題となっています。

本都市計画マスタープランは、このような課題に対応し、土地利用や都市施設の整備、環境等の保全・形成などといった都市計画の総合的な指針を策定することを目的とします。

1・2 都市計画マスタープランの位置づけ

本都市計画マスタープランは、都市計画法第6条の2第1項による「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」や「基本構想(総合計画)」等と調整を図りながら都市づくりを進めていくものです。

なお、市町村が定める都市計画は、都市計画マスタープランに即したものでなければならぬものとされています。

1・3 計画区域

本計画は、都市計画区域である太子町全域を策定の対象としています。

1・4 計画期間

本都市計画マスタープランは、おおむね20年先を視野に入れつつ、おおむね10年後を目標年度とします。

1・5 計画の構成

都市計画マスタープランでは、太子町を取り巻く環境を整理し、太子町の将来像及び都市づくりの方針を示します。また、計画実現に向けた方策を具体的に進めていくための進行管理方法などを示します。

2. 太子町の将来像

2・1 まちづくりの基本目標

本町は金剛生駒紀泉国定公園を背景に、豊かな自然を身近に感じられるとともに歴史的資源にも恵まれた環境にあります。

また市街地は町の中心に位置し、コンパクトにまとまっています。

住民の意識においても、「人と自然が調和・共生したまち」として評価されています。

一方、近年社会情勢は大きく変化しており、少子高齢化・人口減少の潮流等は、本町においても例外ではなく、これからは人口の減少傾向を踏まえたまちづくりが求められています。

これらのことから、まちづくりの指標となる都市計画マスタープランの改訂にあたっ

ては、本町の有する既存資源を有効に活用し、質の高い住環境と地域活力の向上を図ることが重要と考えられます。

以上の考え方にに基づき、本都市計画マスタープランでは、次のように「将来都市像」を定めます。また、将来都市像を実現するため「まちづくりの基本目標」を設定します。

【将来都市像】

太子町都市計画マスタープランは、「第5次太子町総合計画」における将来像を実現していくための都市計画に関する基本的な方針を示すものであることから、めざすべき将来の都市像については総合計画を踏襲することとします。

人と自然と歴史が交流し
未来へつなぐ和のまち"たいし"

【まちづくりの基本目標】

- ・既存資源を活かしたコンパクトなまちづくり
- ・自然・歴史と調和した豊かな住環境をめざすまちづくり
- ・交流とにぎわいが生まれるまちづくり
- ・安心・安全に暮らし続けるまちづくり
- ・協働によるまちづくり

2・2 都市フレーム（人口フレーム）

第5次太子町総合計画では、目標年である平成37年の人口予測について、減少予測を踏まえ、総合計画で策定された事業に取り組

むことで、人口フレームを次のように設定します。

平成37年 13,500人

2・3 将来都市構造

第5次太子町総合計画に掲げた「まちづくりの基本目標と土地利用の方針」を受け、太子町都市計画マスタープランでは、将来都市構造を次のように示します。

(1) まちの構造

① 広域交流軸

- ・軸の中心は南阪奈道路で、大阪都市圏や奈良県とを結ぶ広域的な人流、物流、情報流を本町に導き入れ、かつ町外へ発信する軸です。南阪奈道路は、「平成の竹内街道」として、関西国際空港を経由し、世界とつながる国際交流の軸としてもその活用を図ります。

② 近隣交流軸

- ・本町と近隣市町村とを結ぶ国道、府道等の軸です。本町は南河内圏域に属しており、これまで近隣市町村と一体となった取り組みを実施してきました。これからも引き続き連携を強めていきます。
- ・本町は大阪府と奈良県の境界に立地しているという特性もあり、奈良県の隣接市との間には、竹内街道等を通して結びつきの歴史があります。また、現在は交流事業として「二上サミット*」の取り組みを行っていますが、こうした他県の近隣市との連携を強化するまちづくりを推進します。

*二上山をとりまく3市町(香芝市、葛城市、本町)で、美化促進をはじめ道路問題など共通する課題や共同事業について話し合う場。

③ 社会経済軸

- ・大阪都心と太子町の中央ゾーンを結ぶ軸で、近鉄上ノ太子駅方面に太子中央線が通っています。この軸は、町への日常的な流入流出(通勤通学)を担う重要な軸であり、本町の玄関口ともなる軸で、今後、都心とのつながりを強化します。

④ 生活歴史軸

- ・中央ゾーンの東西方面の骨格となり、近鉄喜志駅方面と結ばれる軸で、六枚橋太子線が通っています。生活に関わる諸活動を担う重要な軸であるとともに、歴史的な資源(叡福寺等)を活かした交流などを展開する軸として、今後、観光まちづくりの拠点を含めた整備を推進します。

⑤ 歴史軸

- ・竹内街道を中心とした東西方向の軸と、「近つ飛鳥博物館」・「竹内街道歴史資料館」を結

ぶ南北方向の軸であり、周辺に存在する歴史資源等を活用し、本町の歴史アイデンティティ*の演出を推進するとともに、地域特性を活かした景観等の整備を推進します。

*アイデンティティの直訳は「同一物であること」であるが、まちづくりの分野では、まちの個性や地域の特性の意味である。

⑥ 山ノ辺軸

- ・二上山の麓を南北に通る南河内グリーンロードを中心とする軸であり、周辺に分布する観光農園等の農業系の資源、スポーツ公園等のレクリエーション系の資源を結び、農業振興を基本として、田園風景の中でのレクリエーションの振興や体験学習の場として活用を図ります。

(2) 土地利用

① 広域交流ゾーン

- ・広域交流ゾーンは、太子インターチェンジ周辺地域とします。インターチェンジを活用した広域的な人、モノ、情報の交流拠点の形成に取り組めます。
- ・既存環境との調和を重視しながら、環境に優しい工場や流通、教育文化・研究機関などを誘導します。
- ・既存市街地の隣接地においては、公共施設整備にあわせて、良好な市街地の形成に努めます。

【広域産業拠点】

この拠点は広域交流ゾーンの中心であり、人、モノ、情報の交流など広域的な交通アクセスのかなめとしての太子インターチェンジを活用した新しい産業振興の拠点として整備を促進します。

② 中央ゾーン

- ・中央ゾーンは、太子中央線、六枚橋太子線、府道美原太子線および国道166号の交わる周辺地域とします。
- ・既存市街地周辺は、本町の運営と交流の拠点となる役場や万葉ホール、まちづくり観光交流センター、太子・和みの広場などとともに歴史資源の中核となる地で、叡福寺・二上山を結ぶ結節点となっています。歴史・文化・観光拠点などの機能の充実を図るとともに、六枚橋太子線については本町の「顔」にふさわしい、人が集い、にぎわいのある空間の整備に取り組めます。

【中心交流拠点】

この拠点は役場、まちづくり観光交流センターを中心とした住民の日常的利用に供する地域で、現在の実質的な本町の中心です。近隣商業

地域で、にぎわいのある中心としてふさわしい景観や人が集えるように、公共公益施設を集約的に配置した拠点として整備を推進します。

【歴史・観光拠点】

この拠点は聖徳太子御廟や叡福寺などがある地域です。本町の歴史・観光の中心を担う地域として位置づけ、太子・和みの広場を活用し、観光の振興など新しいまちづくりを進める拠点としています。

③緑住ゾーン

・緑住ゾーンは、磯長台・聖和台地区および西側周辺地域とします。古墳や緑地が多く残り、それらの保全や農業的土地利用との調整、自然環境と調和した住環境の整備を推進します。

④緑交流ゾーン

・緑交流ゾーンは、本町の西側に位置し、平坦な部に農地や住宅が展開しています。
・府道美原太子線、府道柏原駒ヶ谷千早赤阪線周辺の都市的土地利用に適した区域については、集客施設誘導地として、住民生活の利便性の向上につながるよう取り組みます。また、隣接市町との土地利用の整合を図り、広域的な都市計画に努めます。

【地域生活拠点】

太子西条線、府道美原太子線、府道柏原駒ヶ谷千早赤阪線周辺において、集客施設等都市的土地利用に努め、生活の利便性を向上する拠点として整備を促進します。

⑤緑地環境ゾーン

・緑地環境ゾーンは、府道美原太子線より南側及び総合スポーツ公園までの周辺地域とします。総合スポーツ公園や既存の民間施設等の

地域資源を活用したレクリエーションやグリーンツーリズム(*1)、エコツーリズム(*2)などに取り組みながら、様々な手法の活用などにより、農空間の活用方策を検討します。
・竹内街道歴史資料館、葉室古墳公園、国史跡二子塚古墳など歴史資源の集積地であり、地場産品の案内と販売、観光や情報発信の機能を備えた「道の駅」や竹内街道交流館などの施設を活用し、本町の歴史の案内や地域経済の活性化に取り組みます。

- *1 農山漁村などに滞在し、農林漁業体験や、その地域の自然・文化に触れつつ、地元の人々との交流を楽しむ旅のこと
- *2 自然環境や歴史文化を対象に、それらを体験し学びつつ、その地域の環境と歴史の保全に責任を持つ観光のこと

【歴史・交流拠点】

この拠点は竹内街道歴史資料館、竹内街道交流館があり、また歴史軸が分岐、山ノ辺軸が交差する地域で、本町の歴史と交流の中心です。地場産品案内、休憩、情報提供機能を備えた「道の駅」を活用した歴史・交流の拠点としています。

⑥自然レクリエーションゾーン

・自然レクリエーションゾーンは、金剛生駒紀泉国定公園を含む本町の東側周辺地域とします。近郊緑地保全区域や国定公園で構成され、大阪府内でも貴重となった豊かな自然が保全されている地域です。今後は、二上山、ダイヤモンドトレールなど魅力ある地域資源を活用しながら、広く府民が親しみやすいレクリエーション機能を高めるなど、みどりと調和した土地利用を図ります。

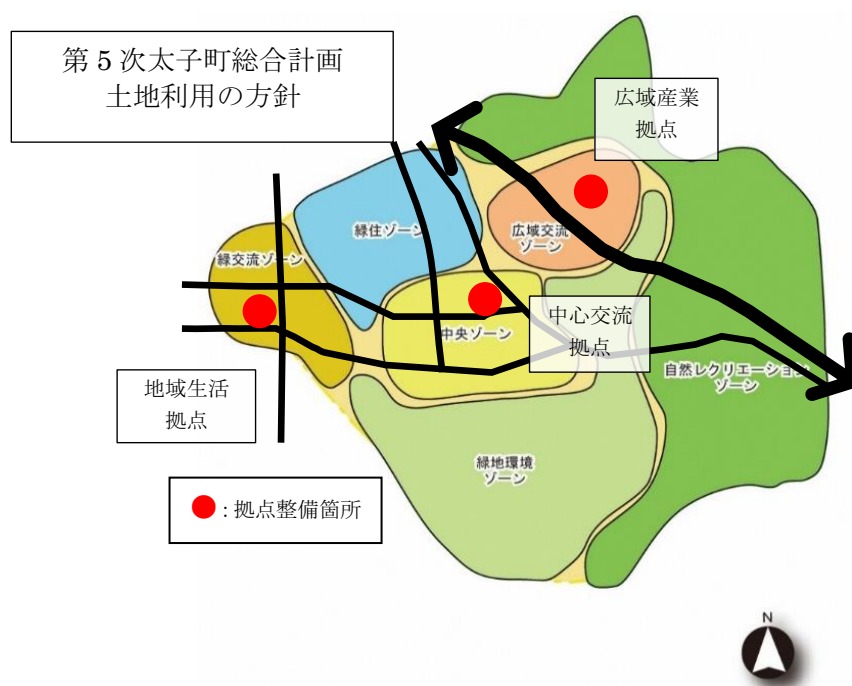
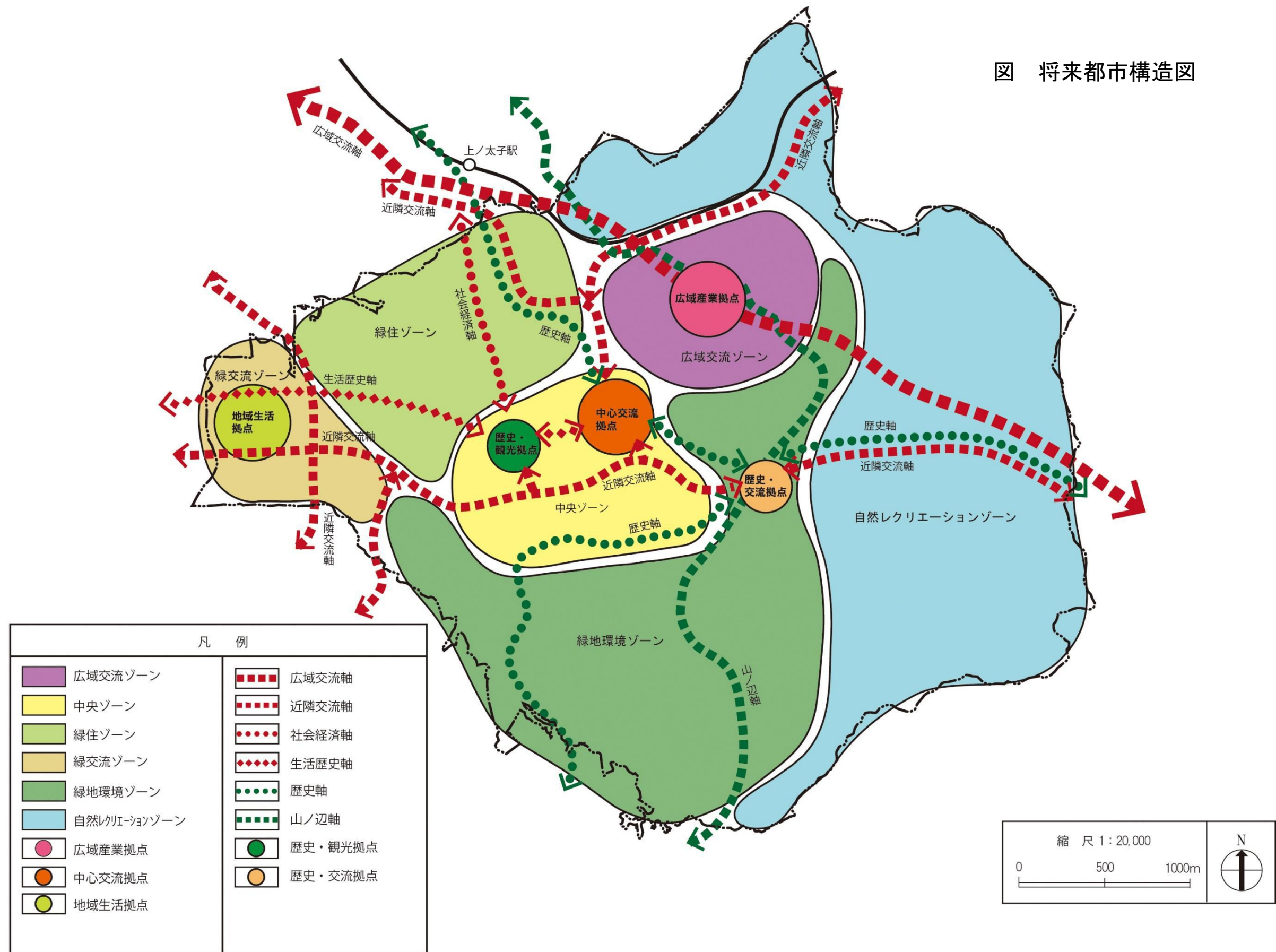


図 将来都市構造図



3. 都市づくりの方針

3・1 土地利用方針

現在の土地利用状況並びに自然環境、歴史資源を考慮し、将来像の実現をめざして、次のように土地利用方針を定めます。

(1) ゾーン別土地利用方針

第5次太子町総合計画の「まちづくりの基本目標と土地利用の方針」に即して、「広域交流ゾーン」「中央ゾーン」「緑住ゾーン」「緑交流ゾーン」「緑地環境ゾーン」「自然レクリエーションゾーン」の各ゾーンの土地利用方針を次のように定めます。

①広域交流ゾーン

広域交流ゾーンは、インターチェンジを活かし、広域的な人、モノ、情報の交流拠点を形成するゾーンとし、将来の土地利用を次のように方向づけます。

- ・町のまちづくりの目標を達成するため、環境に優しい工場や流通、教育文化・研究機関などを誘導します。
- ・インターチェンジ周辺での開発の進展にあわせて、既成市街地の隣接地において、良好な市街地形成の検討を行います。

②中央ゾーン

本町の行政的、歴史的、文化的中心となる市街地とし、将来の土地利用を次のように方向づけます。

- ・市街化区域内の空閑地等においては、面的な基盤整備により住宅系市街地の形成を図ります。
- ・市街化の進展が見込まれる市街化調整区域については、農業との調整を図りながら、都市計画制度の適切な運用などにより良好な市街地への誘導を図ります。
- ・既成市街地においては生活基盤整備を進めつつ、良好な住環境等の形成・維持に努めます。
- ・陵墓や社寺仏閣など貴重な歴史文化遺産を核とした良好なまちなみの継承に努めます。
- ・幹線道路沿道については、小売店舗など、にぎわいのあるまちなみの計画的な形成に努めます。

③緑住ゾーン

住宅地周辺の歴史や文化的資源に恵まれた緑地環境を保全し、これと調和した快適な住環境の維持・向上を図ります。

- ・史跡や古墳をはじめとする、歴史的資源の特性を踏まえ、市街地の周囲を取り囲む貴重なみどりの保全を図ります。
- ・農業基盤の整備を進めながら、良好な田園環境を形成している農業的土地利用の保全を図ります。

④緑交流ゾーン

市街地の隣接地や沿道など都市的土地利用に適した区域について、農業との調整を図りながら、低密度の土地利用を図るゾーンとし、将来の土地利用を次のように方向づけます。

- ・府道美原太子線、府道柏原駒ヶ谷千早赤阪線周辺の都市的土地利用に適した区域については、地区計画制度の適切な運用などにより住民生活の利便性の向上につながる商業施設などの誘導に努めます。
- ・骨格となる都市基盤の整備状況に応じて、適正な都市的土地利用の誘導を図ります。

⑤緑地環境ゾーン

主として農業的及びレクリエーション的土地利用を保全し、都市的土地利用は行わないものとし、将来の土地利用を次のように方向づけます。

- ・農業基盤整備などにより農業振興に努めながら、農用地区域を中心とした農地の保全を図ります。
- ・総合スポーツ公園や既存の自然資源、民間施設等の地域資源を活用したレクリエーションやグリーンツーリズム、エコツーリズムなどに取り組みながら、様々な手法の活用などにより、適正な土地利用に配慮した、農空間の活用方策を検討します。
- ・竹内街道歴史資料館、葉室古墳公園、国史跡二子塚古墳などの歴史資源やレクリエーション資源、また「道の駅」や竹内街道交流館の活用、さらには、府立近つ飛鳥博物館からの竹内街道への動線の創出などにより、観光的地域振興に取り組みます。
- ・人口減少が続く中、集落の維持発展を図る

ための土地利用に努めます。

⑥自然レクリエーションゾーン

積極的にみどりの保全やレクリエーション環境の整備等を進めていくゾーンで、都市的土地利用はできないものとし、将来の土地利用を次のように方向づけます。

- ・本町の特色ともなっている二上山など豊かな自然環境の保全、みどりの育成を図るとともに、観光レクリエーション振興に努めます。
- ・生き物の生息に配慮しながら、人と自然とのふれあいの場の創出や歩行者系道路等によるネットワーク化を図ります。

(2) ブロック別土地利用方針

ゾーニングに沿った具体的な土地利用を推進していくため、各ゾーンを地形条件や自然・歴史的特性、基盤整備状況等により区分し、それぞれの土地利用方針を定めます。

- ・市街地については3つのゾーンに分かれていますが、空間として一体的に取り扱うのが望ましいため、それぞれのゾーン別土地利用方針を踏まえつつ、各ゾーンのブロック別土地利用方針のあとに市街地の具体的な土地利用方針を掲げます。
- ・市街化調整区域については“市街化を抑制する区域”という基本理念を堅持しつつ、それぞれのゾーン別土地利用方針に基づき、みどり豊かで良好な土地利用の継続に留意し、本町独自の資源や既存ストック（豊かな自然環境、既整備の基盤施設など）を活かした土地利用を図ります。

①市街地

ア) 住宅地

- ・住宅地のうち聖和台、磯長台、いわき台については、低層専用住宅地として、戸建住宅を中心とする、現在の良好な住環境を維持、保全していきます。
- ・磯長台の周辺については、低層住宅や中高層住宅を中心として、中高層住宅地としての良好な環境の保全、形成を促進します。
- ・太子中央線北部については、日常生活に密着した幹線道路沿道に適した土地利用を検討します。
- ・その他の住宅地（一般住宅地）については、基盤整備の充実に努めながら、建築物の規模や形態、屋外環境など、地区の特性に配慮した良好な住環境の形成を促進します。

イ) 商業・業務地

- ・役場を取り囲む街区及びこれにつながる沿道については、中心商業・業務地として位置づけ、町の中心としてふさわしい環境整備を図るとともに、にぎわいのあるまちづくりを促進します。
- ・太子中央線沿道南部（六枚橋太子線以南）については、幹線道路沿道に適した業務施設などの土地利用を検討します。

ウ) 空閑地（農地）

- ・市街化区域内の空閑地（農地）については、地権者の意向を踏まえながら、宅地化する農地と保全すべき農地に区分し、宅地化する農地については、健全な市街地の形成に努めます。

②広域交流ゾーン

ア) 太子I.C. 北(図のA-1：インターチェンジ周辺誘導地)

- ・周辺からの眺望の良い柏峰を保全するとともに、環境にやさしい工場や流通施設などの土地利用を誘導します。

イ) 太子I.C. 東(図のA-2：インターチェンジ周辺誘導地)

- ・環境にやさしい工場や流通施設などを誘導します。

ウ) 太子I.C. 南東(図のA-3：インターチェンジ周辺誘導地)

- ・教育文化振興に役立つ施設、インターチェンジを活かした集客施設、あるいは研究機関などの土地利用を誘導します。

エ) 太子I.C. 西(図のA-4：インターチェンジ周辺誘導地)

- ・農業との調整を図りながら、公共施設整備にあわせた低密度のゆとりある良好な新市街地や業務施設の土地利用を誘導します。

オ) 府道香芝太子沿道(図のA-5：インターチェンジ周辺誘導地)

- ・インター周辺にふさわしい土地利用を推進するため、周囲の土地利用動向をみながら、幹線道路沿道に適した土地利用を誘導します。

カ) 太子I.C.南(図のA-6：田園保全地)

- ・原則として、農用地区域を中心とした農業的土地利用の保全を図ります。

③中央ゾーン

ア) 上所(図のB-1：住宅・沿道系誘導地)

- ・幹線道路に適した地域活性化に寄与する土地利用や沿道型商業・業務施設など地域振興に寄与する土地利用の誘導を

図ります。

また、既存集落地と調和した良好な住宅の誘導を図ります。

イ) 叡福寺周辺(図のB-2:歴史環境等保全地)

- ・本町の歴史を特徴する地区であり、歴史的環境等の保全、整備に努めるとともに、周辺地域において景観法を活用して、安全な歩行空間や景観に配慮したまちづくりに取り組みます。

④緑住ゾーン

ア) 太子北1(図のC-1:歴史環境等保全地)

- ・史跡や古墳等の歴史的環境を守るため、資源の特性を踏まえ、現況の土地利用を保全します。

イ) 太子北2(図のC-2:緑住共生誘導地)

- ・人口フレーム及び本地区全域の土地利用との整合を図りながら、一定の緑地及び農地を保全し、あわせて田園環境と調和する住宅、医療、福祉などに関連した低密度の土地利用を誘導します。

⑤緑交流ゾーン

ア) 太子南(図のC-3:緑住保全地)

- ・現況の土地利用を保全します。府道美原太子線沿道については、沿道型商業・業務施設など地域振興に寄与する土地利用の誘導を図ります。今後、府道柏原駒ヶ谷千早赤阪線(山城バイパス)沿道については、整備状況等により周囲の環境と調和した土地利用を図ります。

イ) 太子西1(図のC-4:緑住保全地)

- ・幹線道路周辺については、沿道型商業・業務施設などまとまりのある良好な都市的土地利用(商業施設など)を誘導します。

ウ) 太子西2(図のC-5:緑住保全地)

- ・太子西条線の開通により、開発ポテンシャルの高い区域となるため、良好な田園環境との調和を図りながら、沿道型商業・業務施設や公共施設も含めた計画的なまちづくりを促進し、良好な都市的土地利用(商業施設など)を誘導します。

⑥緑地環境ゾーン

ア) 山田北(図のD-1:田園保全地)

- ・原則として、農用地区域を中心とした農地や山林など現況の土地利用を保全します。

イ) 畑周辺(図のD-2:田園保全地)

- ・農業基盤の整備に努め、農用地区域及び天皇陵などの歴史的資源を保全します。集落地及び周辺においては、集落環境の維持発展に努めます。

ウ) 葉室南(図のD-3:歴史環境等保全地)

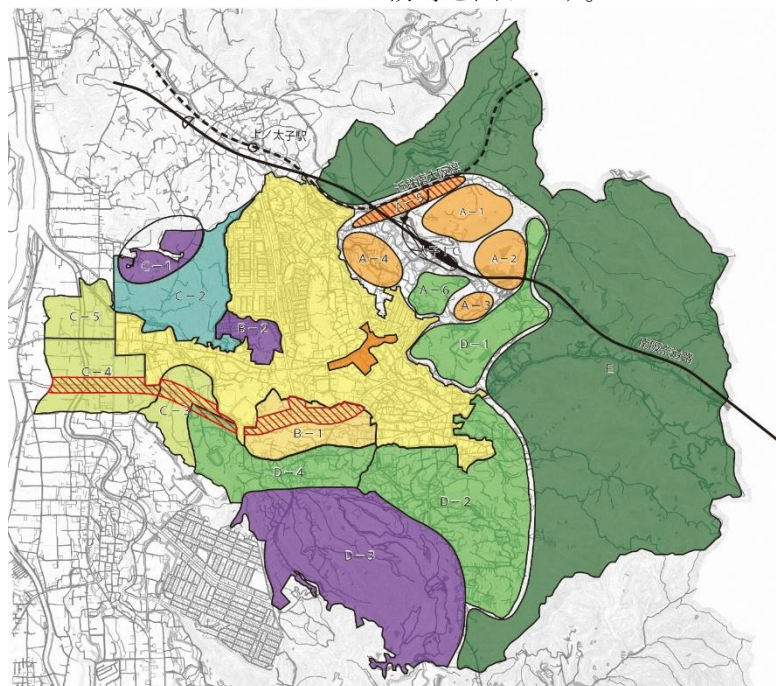
- ・国史跡一須賀古墳群や葉室古墳群などの歴史的資源を保全し、環境整備などを進めるとともに、現況の土地利用を保全します。

エ) 葉室北(図のD-4:田園保全地)

- ・農地及び天皇陵などの歴史的資源を保全します。集落地及び周辺においては、集落環境の維持発展に努めます。幹線道路沿道については、沿道型商業・業務施設など地域振興に寄与する土地利用の誘導を図ります。

土地利用方針図

凡 例	
	商業・業務地
	住宅地
	インターチェンジ周辺誘導地
	住宅・沿道周辺誘導地
	緑住共生誘導地
	緑住保全地
	田園保全地
	歴史環境等保全地
	自然レクリエーション地
	沿道系誘導地



3・2 都市基盤施設等の整備方針

豊かな自然環境や歴史的環境を活かし、住民の安全性と利便性を確保しながら、道路等の交通基盤、公園・緑地、下水道並びに河川等の整備、保全を図り、誰もが住みやすい快適なまちづくりをめざします。

また、周辺市町村との広域的な連携を進め、都市基盤施設の相互利用を図るなど、より質の高いまちづくりをめざします。

(1) 道路・交通

本町では、通勤・通学をはじめとする住民生活の利便性や安全性の向上を図り、産業活動の円滑化のため広域的な交通基盤の確立をめざします。また、狭隘道路の整備、耐震対策並びに歩行者の安全確保、高齢化社会に対応した歩道設置やバリアフリー化に努めます。

①道路

ア) 国道・府道

- ・南阪奈道路により関西国際空港や大阪都心部、奈良県中和地域へのアクセスとして新たな広域道路網が形成されており、南阪奈道路は本町にとって重要な役割を担っています。地域振興、災害時の交通機能の確保、広域ネットワークの対応により、今後、国・府などに対し4車線化を要望していきます。
- ・南北方向の交通軸の機能強化を図るため、府道柏原駒ヶ谷千早赤阪線（山城バイパス）の整備を促進します。

- ・国道166号、歴史国道（国道166号）、府道柏原駒ヶ谷千早赤阪線の計画的な歩道整備を促進します。

イ) 生活道路等その他の道路

- ・インターチェンジ周辺において、新たな市街地形成にあわせ、幹線となる道路整備の誘導を図ります。
- ・市街地の狭隘道路については、交通面での機能強化を図るほか、防災性の向上を図るため、住民の協力を得ながら拡幅整備や交差点の改良に努めます。
- ・集落内の主要な道路や地域間を結ぶ道路については、地域の実情にあわせて改良・整備に努めます。
- ・歩行者の安全を確保するため、歩道の設置や交差点改良などの道路構造の改善に努めるとともに、信号機等交通安全施設の整備を推進します。
- ・主要な道路については、周囲の環境との調和を図りながら、地域等との協力により、植樹、植栽などによる緑化を進めます。
- ・旧街道やそのまちなみの景観に配慮したうまいのある道路空間の確保に努めます。

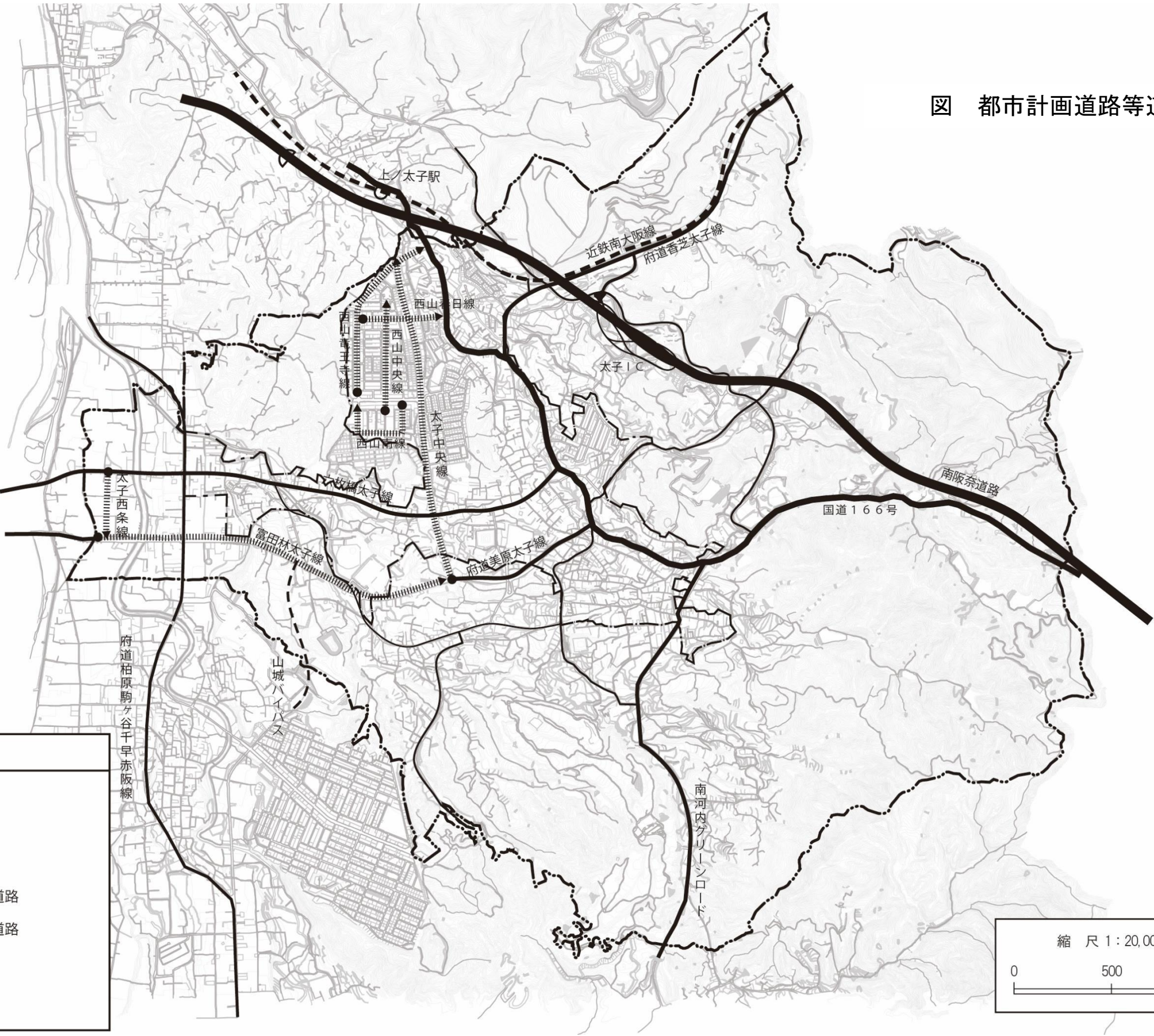
②公共交通

- ・太子町における公共交通を取り巻く課題の改善に向け、「太子町地域公共交通基本計画」等を策定し、公共交通の充実を図ります。

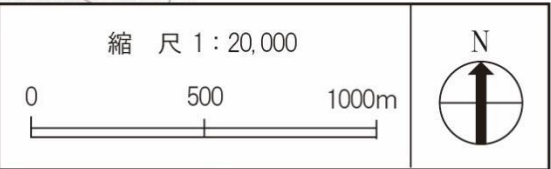


都市計画道路太子西条線

図 都市計画道路等道路網図



凡 例	
	都市計画道路
	南阪奈道路
	国道
	府道その他幹線道路
	その他の主要な道路
	市街化区域
	都市計画区域



(2) 公園・緑地

「緑の基本計画」に基づき、住民の休息、鑑賞、散歩、遊戯、運動、教養、その他レクリエーションの用に供するとともに、生活にうるおいを与え、かつ防災面の機能が担えるよう整備、保全に努めます。本町では特に、豊かな自然環境や歴史的環境の活用を図りながら、人といきものに配慮した水辺空間や歴史文化遺産周辺の環境づくりに努めます。

①都市公園・緑地

- ・市街地の発展動向をみながら、街区公園等住区基幹公園の適正な配置に努めます。
- ・街区公園については、老朽化した施設の計画的な改修を進め、公園施設の充実に努めます。
- ・太子・和みの広場については、本町の歴史文化特性を活かした地域振興、観光振興に寄与する利活用に努めます。

②その他の公園・緑地及び緑化

- ・金剛生駒紀泉国定公園や近郊緑地保全区域に指定されている二上山などの山林や農用地区域に指定されている山麓部の果樹園等のみどり、その他の法で位置づけられているみどりについては、本町を特徴づける貴重な資源として、今後ともそれらの保全に努めます。

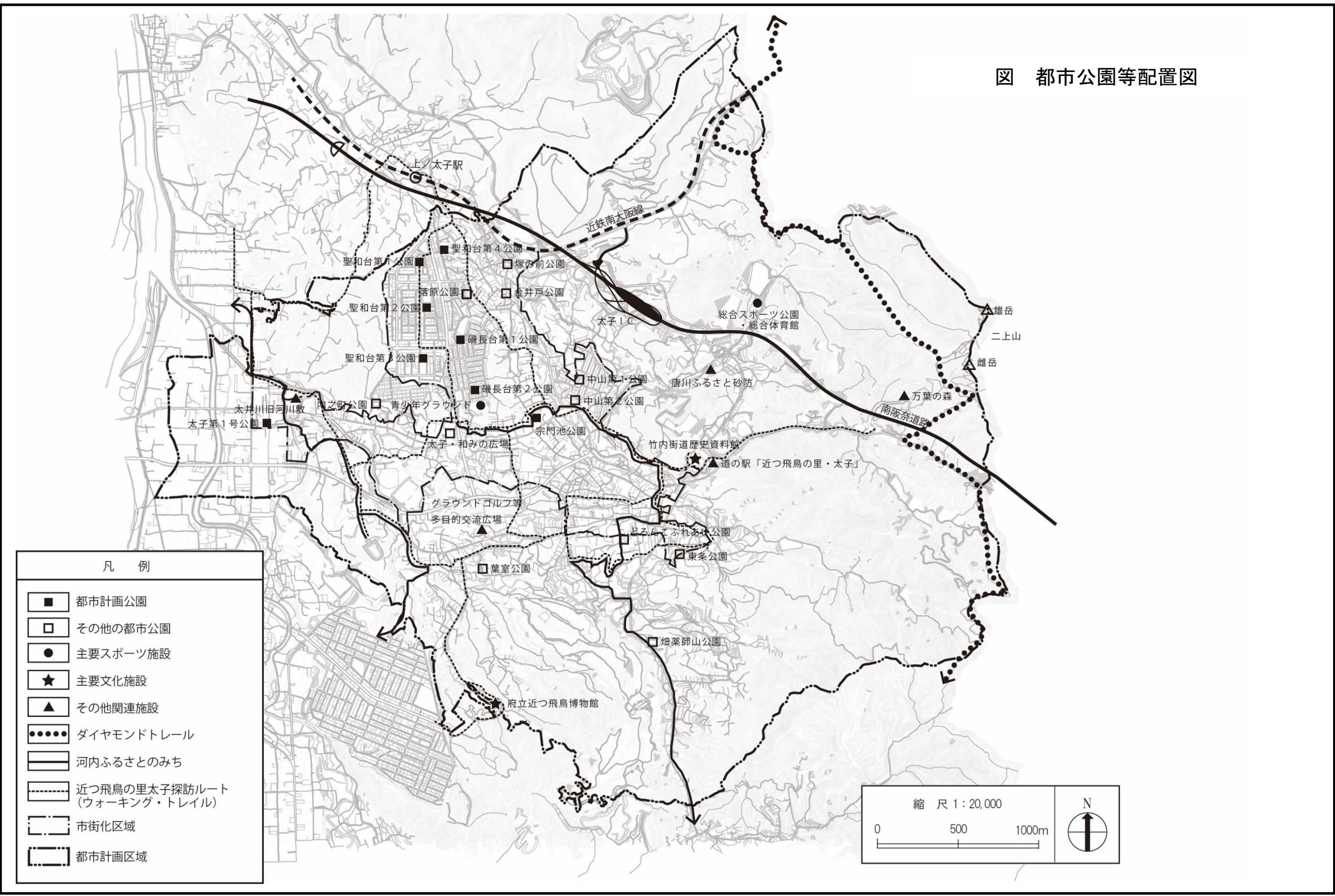
また、市街地周辺における快適な都市生活において必要なみどりを確保する等、本町を特徴づけるみどりの保全と活用、市街地及び周辺におけるみどりの確保に努めるとともに、人と自然と歴史が共生できるまちづくりを推進します。

- ・市街地において、うるおいのある環境づくりを進めるため、古墳、社寺等のみどりの保全を図るとともに、公共公益施設や街路の緑化に努めます。
- ・唐川をはじめ河川については、生態系に配慮しながら、人と生き物にやさしい水辺空間として維持・保全に努めます。
- ・地域総合オアシス事業などにより整備された、ため池などを活かして豊かな水辺の環境づくりに努めます。
- ・国史跡一須賀古墳群や葉室古墳群など歴史的資源が分布する地域については、適正な緑地の保全に努めます。
- ・ダイヤモンドトレール、歴史国道、河内ふるさとの道、ウォーキング・トレイル、道の駅などと連携しながら、安全で気軽に散策等を行うことができる歩行者空間のネットワーク化を推進し、観光の向上につなげます。
- ・住民主体の緑化運動等環境づくりの促進を図るため、啓発活動を進めながら、アドプト制度等の活用を図っていきます。
- ・地域住民参加による身近な公園・緑地の維持・管理を推進します。



都市計画公園宗門池公園

図 都市公園等配置図



(3) 公共下水道・河川

下水道は、安全で快適な生活を営むために必要な施設であり、生活環境の改善、公共用水域の水質保全及び浸水の防除を図るため、大和川下流東部流域関連公共下水道との整合を図りながら、公共下水道の整備に努めます。また、治水レベルの向上を図り、安全で良好な環境づくりを進めるため、河川改修など総合的な治水対策を進めます。

①公共下水道

- ・市街化区域での下水はほぼ整備済みであり、今後、整備効果の高い区域から優先的に住民の協力を得ながら、順次整備を進めていきます。
- ・浸水対策は概ね整備済みであり、さらに必要整備箇所について検討します。
- ・将来の市街化の動向を見据えながら、整備計画の見直しを図り、計画的に公共下水道整備を推進します。
- ・下水道事業、費用負担に対する住民の理解が得られるよう、積極的な啓発に努めながら、水洗化の促進を図ります。

②河川

- ・太井川改修事業並びに飛鳥川改修事業を引き続き促進します。
- ・唐川砂防事業並びに急傾斜地崩壊対策事業実施を大阪府へ要望していきます。
- ・河川整備にあたっては、水辺のレクリエーション機能に配慮しながら、水辺空間などの水環境に配慮し、安全で快適な生活環境の確保を図ります。
- ・唐川ふるさと砂防事業完成に伴い設立された「唐川ホテルを守る会」の活動等により蜚の保護・育成を行い、生息域の良好な自然環境の保全と向上に努めます。

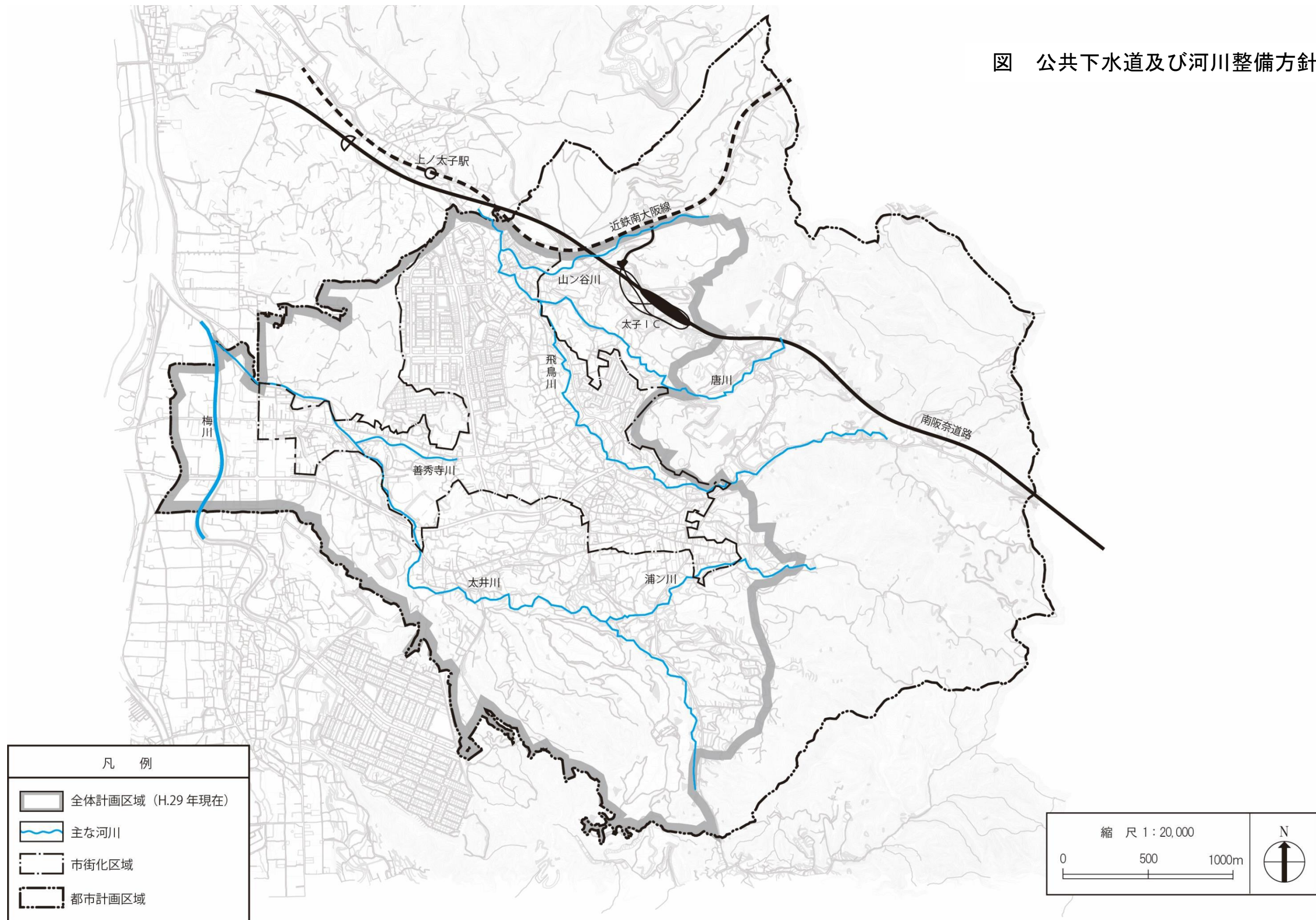
(4) その他の公共施設

既設の公共施設については、将来の人口分布や市街化動向に応じ、住民が快適で文化的な生活を営めるよう、防災面やバリアフリーなどに配慮しながら、機能の充実に努めます。



竹内街道交流館

図 公共下水道及び河川整備方針図



3・3 環境・景観等の保全・形成方針

住民が安全で健康的かつ快適な生活を営むことのできる良好な環境を確保するため、町の特性である豊かな自然環境と歴史資源を大切に守りながら、人にやさしい環境づくり、環境にやさしいまちづくりをめざします。また、太子らしい景観の保全、形成を図りながら、地域特性の演出を推進します。

(1) 環境の保全・形成

山林、田園、市街地などにおける自然環境の保全を図るとともに、人と生き物のふれあいなどを重視しながら、それぞれの特性に応じた自然環境の復元、育成を進めます。また、歴史資源を調査、研究し、その保全を図り、歴史文化遺産を活かしたまちづくりを進めていきます。

市街地や集落地など生活の空間においては、文化的でうまい生活が営めるよう、自然環境や歴史資源を活かした住環境等の形成に努めます。

①自然環境

- ・金剛生駒紀泉国定公園、近郊緑地保全区域については、林業振興との整合を図りつつ、自然環境の保全に努めます。
- ・治山事業、治水事業など各種公共事業においては、生き物の生息に配慮し、育成型の整備を進めます。
- ・市街地においては、古墳や社寺仏閣、農地、斜面等のみどりの適正な維持管理を促進します。
- ・南河内地域における環境学習の拠点として、ダイヤモンドトレールなどの維持管理に努め活用を図っていきます。
- ・学校や道路などの公共施設の緑地の充実や適正な維持管理を図るとともに、民有地における緑化の促進を図り、市街地における自然環境の創出に努めます。

②歴史的環境

- ・文化財の整備、活用を図るため、史跡の保存と環境づくりなどの整備を進めます。
- ・日本遺産に認定された竹内街道について、その歴史的意義を踏まえた修景やまちなみなどの保全に努めます。

- ・天皇陵や叡福寺など歴史文化遺産の散策ルートとして整備を進めるとともに、修景施設の維持管理を行います。
- ・国史跡一須賀古墳群や葉室古墳群など歴史的資源が集積している箇所については、二子塚古墳等との関連を踏まえ、近つ飛鳥博物館や近つ飛鳥風土記の丘と一体となった歴史的環境の保全、活用に努めます。

③生活環境

- ・美しいまちづくり条例に基づき、ごみの不法投棄等のない美しいまちづくりをめざし、美化意識の啓発や美化運動の促進に努めます。
- ・河川の水質汚濁をはじめ、大気汚染、騒音、振動などの公害を防止するため、大阪府や関係機関の協力のもと、指導及び規制の強化等に努めます。
- ・道路、公園などの適正な配置、植樹の工夫、照明施設の設置などによる見通しの良い空間づくりなど、防犯に留意した生活環境の確保に努めます。

(2) 景観の保全・形成

みどりと歴史につつまれた本町の特性を活かし、太子らしい個性と魅力のあるまちづくりを推進するため、景観法及び景観条例に基づき、景観計画の策定など住民と行政が一体となった景観まちづくりに取り組みます。

①自然的景観

- ・本町のランドマークとなる二上山などの山並みの保全を図るとともに、レクリエーション空間等の整備にあたっては、周囲の景観と調和するように努めます。
- ・河川やため池などの水辺の景観を保全するとともに、住民が水と親しみ自然とふれあえる親水空間の創出に努めます。
- ・良好な田園景観を形成している田畑、果樹園などを、農業振興と連携しながら保全、活用していきます。

②歴史的景観

- ・点在する古墳や史跡等の特性に応じて、歴史的景観の保全に努めるとともに、これらを活かした地域づくりを進めます。
- ・歴史資源を散策する道すじに残るまちなみなど、趣のある景観の保全や周囲の環境と調和した景観の形成を図ります。
- ・六枚橋太子線の叡福寺周辺については、景観法を活用し、住民と協働による叡福寺を核とする歴史的景観のまちなみ保全形成に努め、良好なまちなみを次世代へ継承します。
- ・失われつつある、又、埋もれた歴史資源を掘り起こし、その活用に努めます。

③都市的景観

- ・主要な道路では、住民との連携を図りながら、みどり景観の軸として街路樹や植栽などにより、良好な街路景観の創出を図ります。
- ・本町の玄関口となる近鉄南大阪線上ノ太子駅前広場については、住民との協働により緑化を推進し、うるおいのある都市景観を推進します。
- ・住宅地においては、周囲の環境と調和した良好な景観が形成されるよう、地区計画等により、家屋の形状や色彩、デザインなどの誘導に努めます。

- ・集落地においては、建て替え等にあたって、周囲の田園景観、歴史的景観と調和した景観の保全、形成が図られるよう、地域になじむ建て方などによる誘導に努めます。
- ・役場など主要な公共施設を核として、その周辺を含め、活気にあふれた都市的景観の形成に努めます。

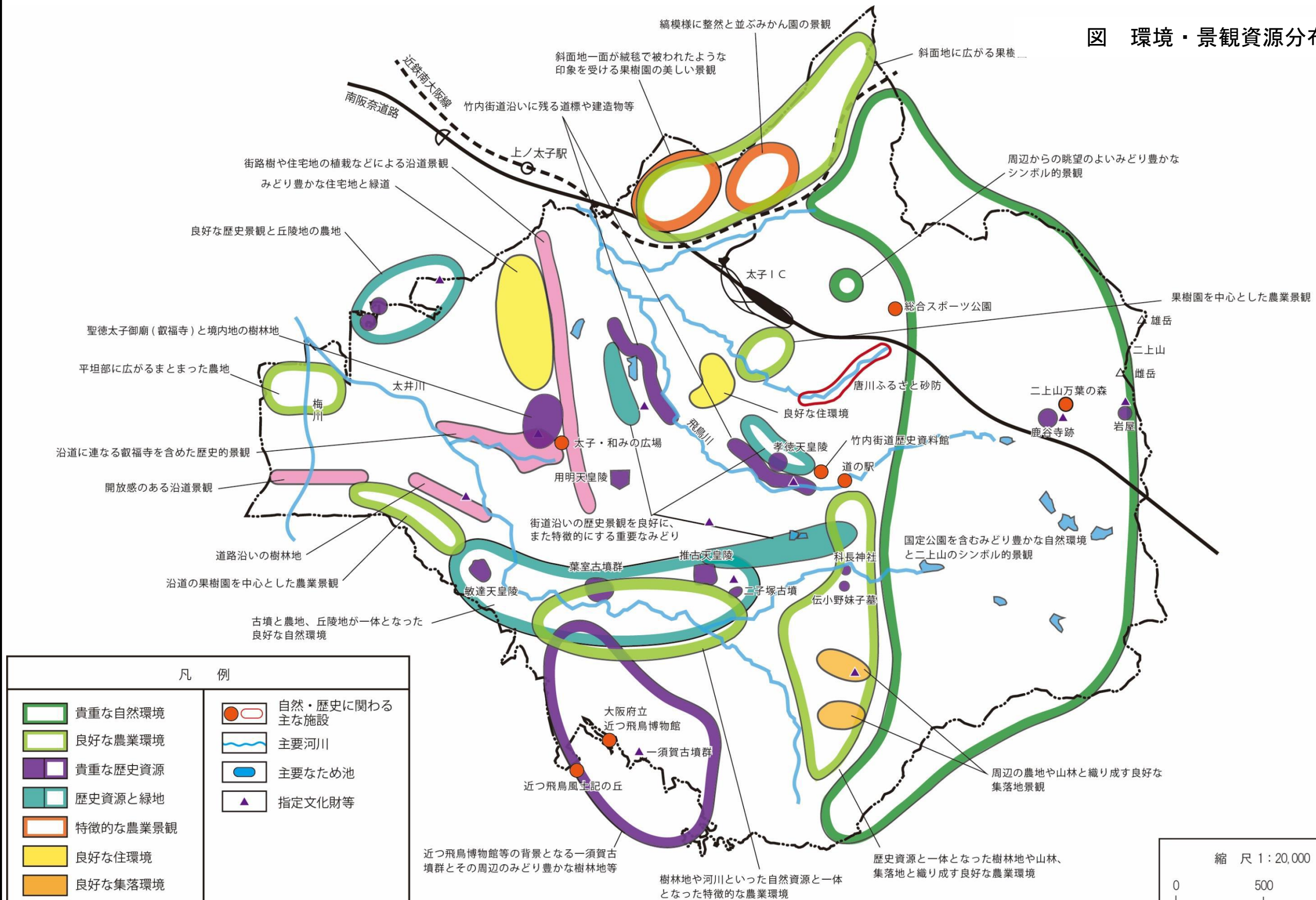
④誘導・規制及び推進体制等

- ・建築物の誘導・規制、屋外広告物などの規制を行うため、地区計画制度や建築協定制度、緑地協定制度等の活用を図るとともに、条例の制定などを検討します。
- ・景観づくりに関わる人、組織の連携や助言、指導が行える体制づくりに取り組みながら、景観法に基づく景観計画の策定を検討し、地域特性に応じた各種景観施策の導入に努めます。
- ・景観区域拡大へ向け、住民の景観保全・形成に対する認識を高めるため、景観づくりの啓発活動を推進します。



竹内街道

圖 環境・景觀資源分布圖



3・4 市街地及び周辺地域の整備方針

将来人口等に対応しうる市街地の確保を図るため、土地利用の方針に基づき、秩序ある市街地の形成を計画的に進めていきます。

(1) 市街地の整備方針

市街地については、上位計画を踏まえたうえで、次のような土地利用を誘導します。

①低層専用住宅地

聖和台地区については、「聖和台地区地区計画」により戸建住宅を中心とした良好な住環境の維持、保全に努めます。

磯長台、いわき台等の戸建住宅を中心とした住宅地については、都市計画法、建築基準法等の適正な運用に努めるとともに、地区計画等各種制度の活用などにより、良好な住環境の維持、保全に努めます。

住宅地内の未利用地については、当該環境に適した低層専用住宅等の誘導を図ります。

太子中央線北部沿道における第一種低層住居専用地域の用途について、住民生活に密着した幹線道路沿道に適した土地利用のあり方について検討します。

②中高層専用住宅地

磯長台の周辺については、地形的な条件等により、低層専用住宅地に及ばないものの、戸建住宅を中心として良好な住環境が形成されているところであり、今後とも山林等のみどりを保全しながら、当該環境に適した中高層の専用住宅の誘導を図ります。

③一般住宅地

低層専用住宅地や中高層専用住宅地を除く住宅地については、狹隘道路など都市基盤の整備に努めながら、建築物の規模や形態、屋外環境など、地区の特性に配慮した良好な住環境形成の誘導を図ります。

叡福寺周辺地区については、「叡福寺周辺地区地区計画」等により戸建住宅を中心とした良好な住環境の維持、保全に努めます。

戸建住宅を中心とした住宅地で、良好な住環境が形成されているところについては、地区計画等各種制度の活用などにより、その維持、保全に努めます。

④商業・業務地

役場を取り囲む街区及びこれにつながる沿道については、中心商業・業務地として位置づけ、町の中心としてふさわしい環境整備

を図ります。

太子中央線沿道南部（六枚橋太子線以南）については、幹線道路沿道に適した業務施設などの土地利用を検討します。

その他市街地の整備においては、以下の点に配慮した整備を図ります。

- ・市街化区域の空閑地（農地）においては、地権者の意向を踏まえながら、宅地化する農地と保全すべき農地に区分し、宅地化する農地については、健全な市街地の形成を図るため、地区計画制度などの検討を行い、面的な整備事業等を促進するとともに、道路計画等による都市基盤の整備、誘導に努めます。
- ・既成市街地や集落地で家屋が集積しているところでは、住民との協働による狹隘道路の整備手法の検討など都市基盤の整備に努め、良好な市街地への誘導を図ります。
- ・近年空き家の増加が顕著になってきていることから、「太子町空家等対策計画」を踏まえ、空き家の利活用を含めた対策に努めます。
- ・開発指導要綱の適切な運用を図るとともに、景観計画区域の拡大を行い、新たなまちづくりの形成に努めます。
- ・住環境の悪化を防止し、また良好な住環境の維持、形成を図るため、都市計画法、建築基準法等の適正な運用に努めるとともに、地区計画制度、建築協定制制度等の適切な運用を図ります。

(2) 周辺地域の整備方針

周辺地域については、土地利用方針に基づき、次のような土地利用を誘導します。

①新産業系誘導地

インターチェンジを活かした新たな産業機能を担う地区として、柏峰などの自然資源や歴史的資源を保全しながら、工業系、流通系、教育文化、集客施設、研究機関などの土地利用を誘導します。

②沿道系誘導地

太子地区西側、府道美原太子線沿道については、沿道型商業・業務施設の適正な立地を誘導し都市機能の向上を図ります。

府道香芝太子線沿道については、インター周辺にふさわしい土地利用を推進するため、周囲の土地利用動向をみながら、幹線道路沿道に適した土地利用を誘導します。

③住宅系誘導地

太子中央線と府道美原太子線が交差する付近については、幹線道路に適した土地利用などの良好な新市街地や既存集落地と調和した良好な住宅の誘導を図ります。

④職住・農業誘導地

市街地とインターチェンジの間の地区については、農業との調整を図りながら、公共施設整備にあわせた低密度のゆとりある良好な職住近接型の新市街地や業務施設などの土地利用を誘導します。

⑤緑住共生誘導地

人口フレーム及び本地区全域の土地利用との整合を図りながら、一定の緑地及び農地を保全し、あわせて田園環境と調和する住宅、医療、福祉などに関連した低密度の土地利用を誘導します。

⑥商業業務系誘導地

太子地区西側、太子西条線周辺、府道美原太子線周辺については、幹線道路を活かした商業施設などまとまりのある良好な都市的土地利用を誘導します。

太子西条地区については、「太子西条地区地区計画」により店舗を中心に周辺農地や既存集落との調和のとれた幹線道路沿道型の土地利用形成を図ります。

その他周辺地域の整備においては、以下の点に配慮した整備を図ります。

- ・市街化調整区域のうち、幹線道路沿道、既存市街地隣接地やインターチェンジ周辺において、地区計画制度等の適切な運用を行い、学校施設などの公共施設整備や、農業環境との調整を図りながら、自然環境、歴史文化遺産と調和のとれた市街地の形成に努めます。
- ・住宅系市街地の形成にあたっては、自然・歴史的環境と調和し、かつ、ゆとりのある良好な戸建住宅を中心として、定住に適した魅力ある住宅地の誘導を図ります。新たな住宅地の形成にあたっては、周囲の環境に配慮し、みどりを取り込みながら、質が高い、ゆとりのある住宅地の形成に努めます。

(3) 市街化調整区域における地区計画制度の運用

市街化調整区域における地区計画制度の運用については、総合計画における土地利用の方針に基づき、本都市計画マスタープランの土地利用方針に沿って位置づけされた区域において検討することとしています。

検討にあたっては、大阪府の「市街化調整区域における地区計画ガイドライン」及び「太子町市街化調整区域における地区計画ガイドライン」に基づき、適正な土地利用の誘導を図ります。

(4) その他の整備方針

その他、本町の資源を活かしたまちづくりを進め、まちの魅力向上を図ります。

また、魅力ある自然・歴史資源について、「太子町観光まちづくりビジョン」による活用やPRを図り、交流人口の増大を図ります。

①歴史環境等形成誘導地

周辺の環境との調和を図りながら、歴史資源等に隣接するみどりの保全や、これらを活用するための公園、緑地等の適正な土地利用の形成を誘導します。

②自然・歴史資源の保全・活用地

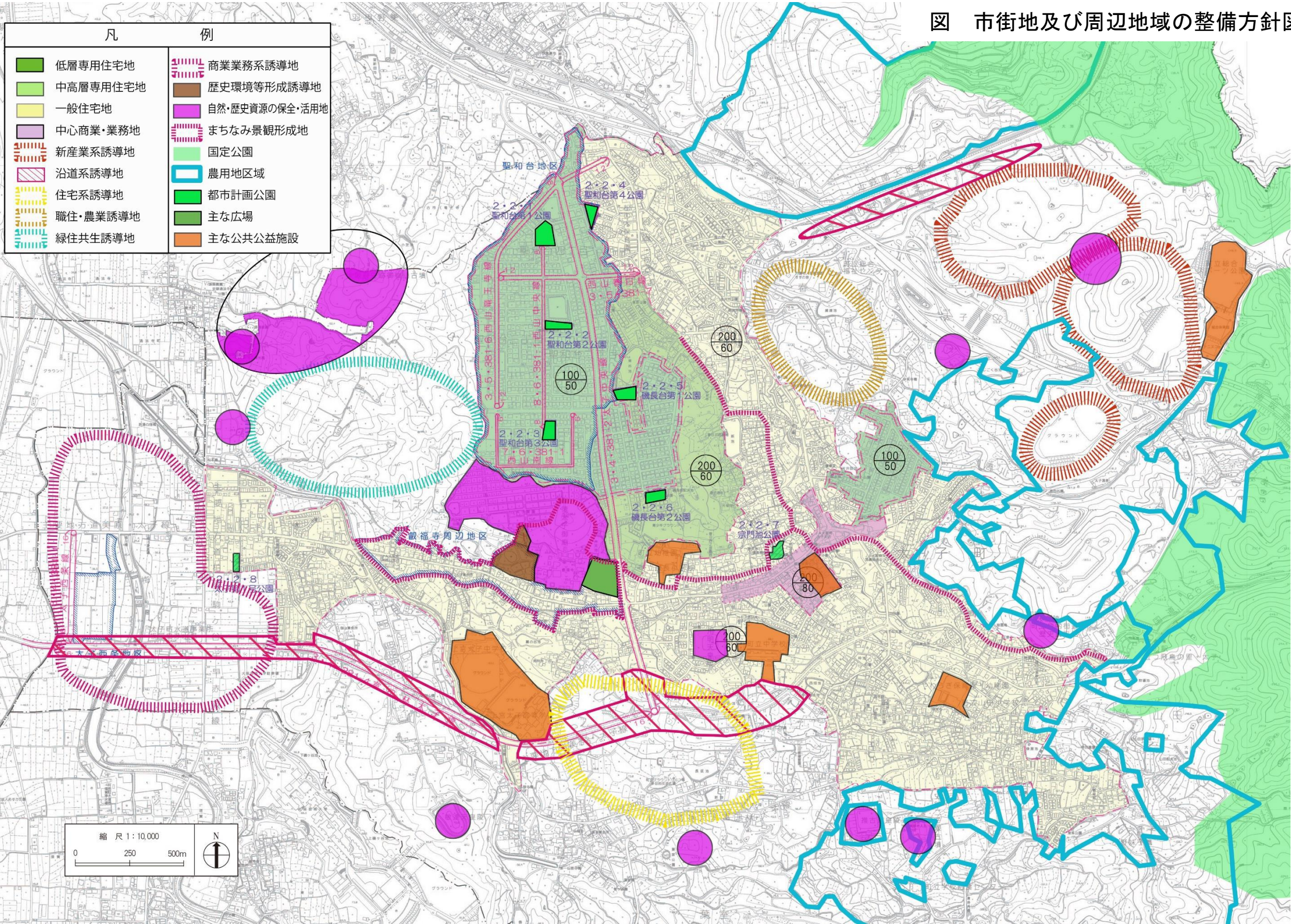
自然・歴史資源については、それぞれの土地利用の中で適切な保全、活用を行うとともに、周辺において土地利用を行うにあたっては、その環境に配慮するものとします。

③歴史的景観を活かしたまちなみ形成地

六枚橋太子線の叡福寺周辺の景観法に基づく無電柱化整備については、適切な維持管理を図り、叡福寺を核とする魅力ある歴史的景観のまちなみ保全形成に努めます。

また、日本遺産に認定された竹内街道については歴史的景観の保全を図るため、まちなみ形成に努めるとともに、「太子町観光まちづくりビジョン」に基づき、観光まちづくりの取り組みを行います。

図 市街地及び周辺地域の整備方針図



3・5 都市防災の方針

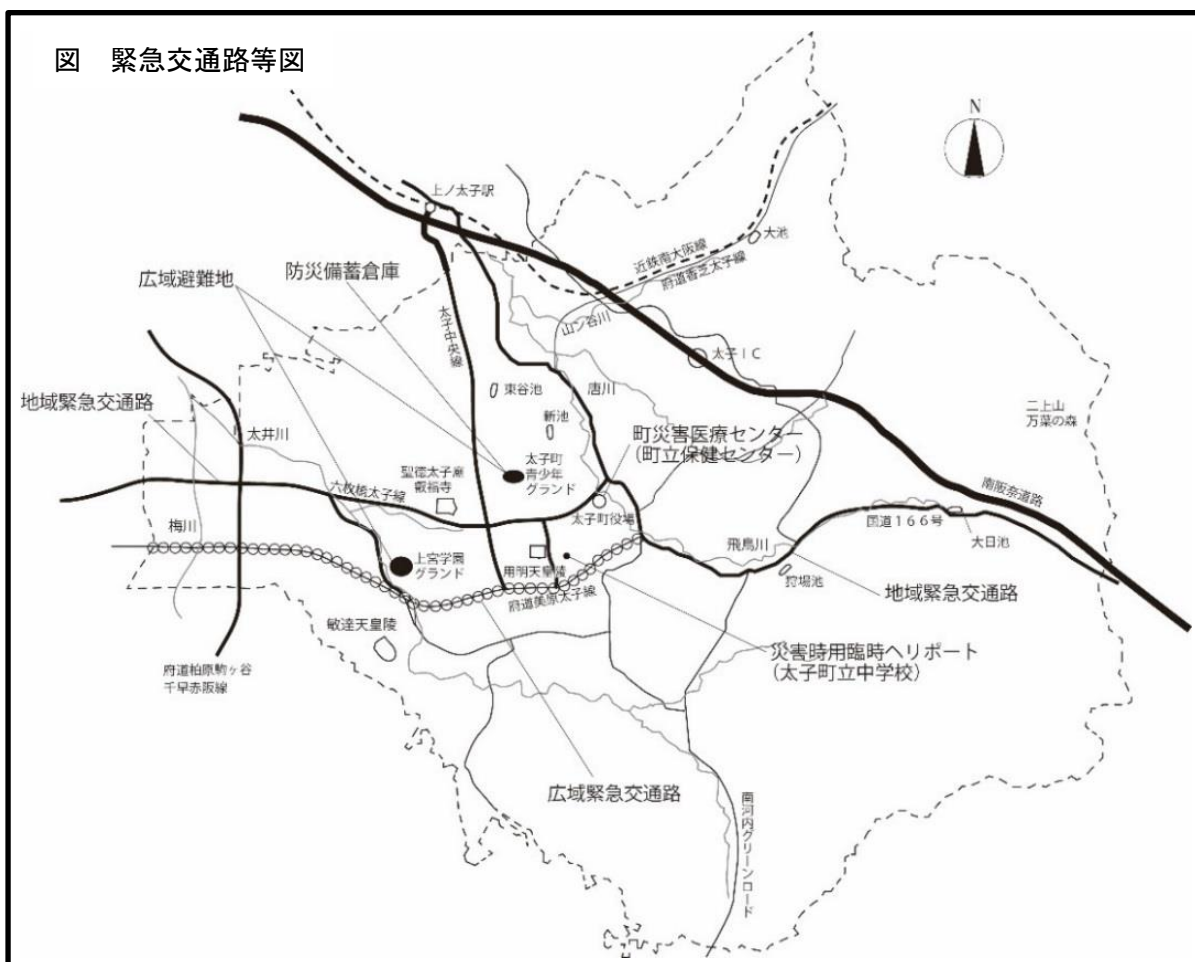
地震、台風、集中豪雨、火災などあらゆる災害に対応できる安全なまちづくりを進めるため、「太子町地域防災計画」に基づき、防災に配慮した基盤整備や避難所及び避難路の確保、治水対策などを進めていきます。

- ・水辺空間、公園、緑地と連携したオープンスペースの確保や市街地内における建築物の不燃化促進を図り、広域火災時の被害防止及び被害の拡大防止に努めます。
- ・公共公益施設について、「太子町公共施設等総合管理計画」に基づいた公共

施設の計画的な整備、避難所としての
充実、狭隘道路の整備に努めます。

- ・緊急時の避難活動が円滑かつ効果的に実施されるよう、土砂災害情報相互通報システムに基づき注意喚起を継続して行います。また、地域主体の訓練実施の働きかけなどを行い、地区防災計画の策定の推進に努めるとともに、避難所、避難路の安全確保対策を実施し、避難計画等の検討を行います。
- ・災害に強い市街地の形成を図るため、民間建築物の耐震診断の促進啓発に努めます。
- ・洪水調節機能などを確保するとともに、その安全性を高めるため、ため池の保全に努めます。

図 緊急交通路等図



4. 計画実現に向けた方策

4・1 住民との協働によるまちづくりの推進

都市計画マスタープランに掲げるまちづくりの計画は、住民や企業・NPOなどと行政がそれぞれ役割分担を行い、連携しあって進めていくことが大切です。

本町においては現在、「唐川ホテルを守る会」「花のあるまちづくりの会」など、アドプト制度やボランティア活動による自主的な取り組みが行われています。今後、これらの活動を継続するとともに、活動の幅を広げる仕組みづくりなど、町の貴重な自然資源や文化資源を活用した景観づくり、町の活性化、また防災などの各部門において、住民と協働の魅力あるまちづくりを進めていきます。

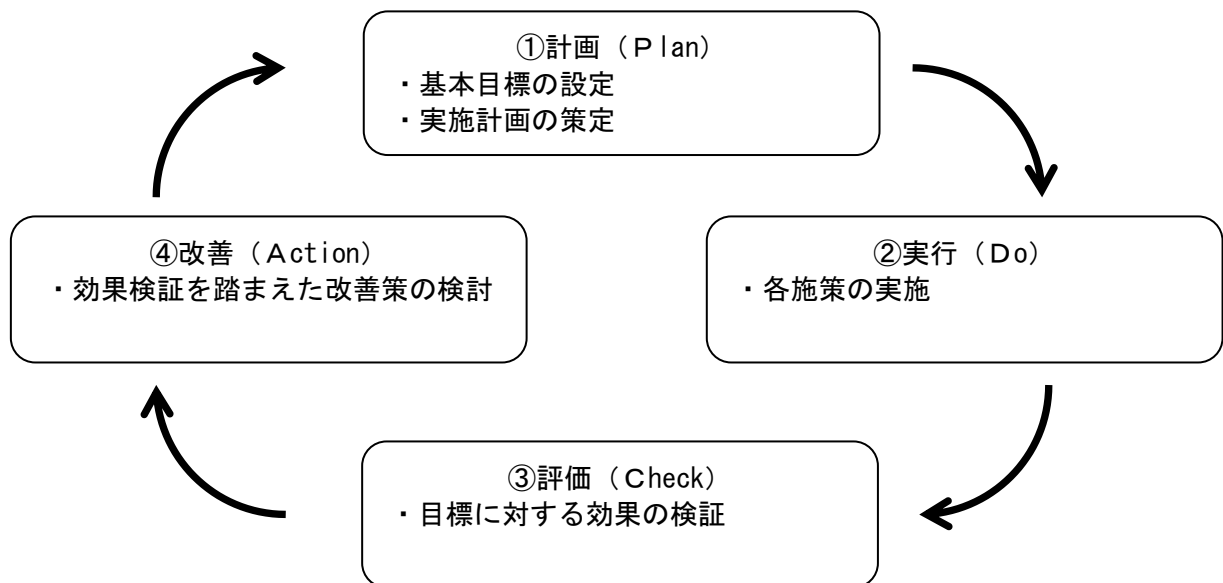
- ・住民の景観意識の高揚を図るなど、住民が環境を考えるきっかけとなる施策の展開を図ります。
- ・協働によるまちづくりを進めるため、地域の課題に取り組む活動団体に対する

支援を行うなど、町会・自治会やNPOなどの様々な団体の参画による協働によるまちづくりを進めます。

- ・自主防災・防犯活動、身近な都市公園の清掃などの美化活動、その他各種のまちづくり活動に関わる住民の自主的な組織を育成し、地域活動の発展を図るための支援に努めます。
- ・住民参加による身近な環境の保全、形成を図るため、地区計画や建築協定、緑地協定など各種制度の活用に努めます。

4・2 計画の進行管理

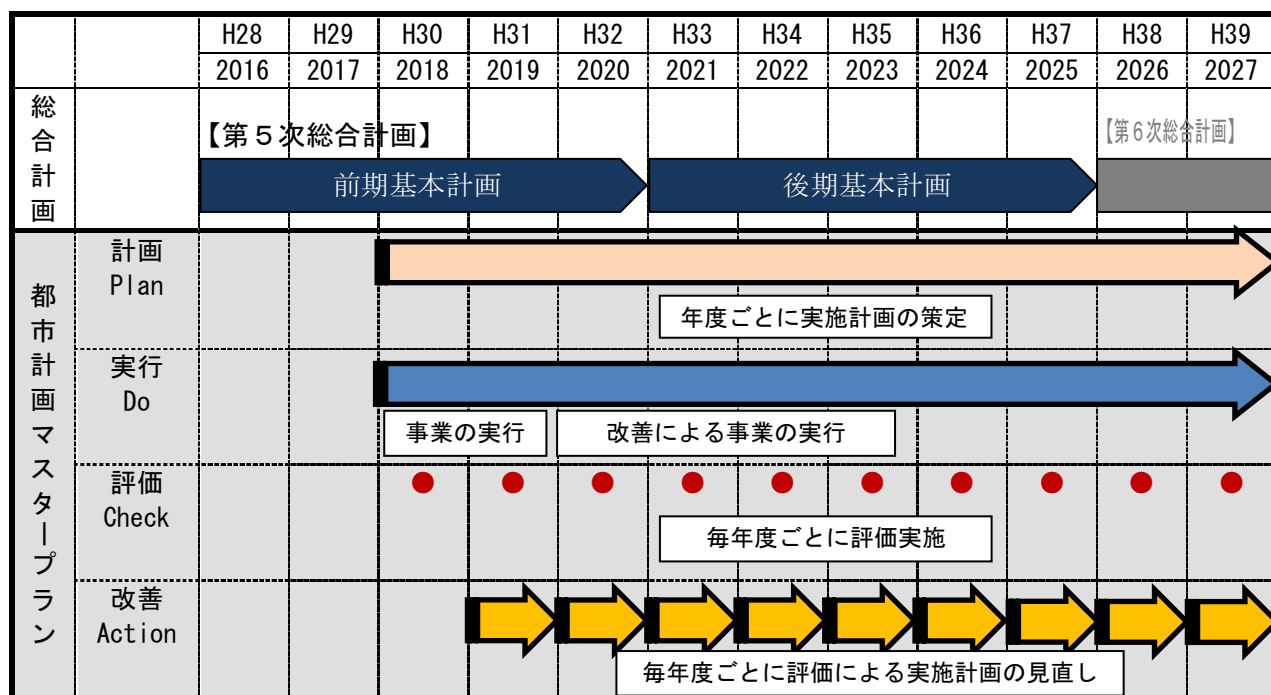
本都市計画マスタープランで策定した都市づくりの方針に基づく各施策を着実に実行していくために、その進捗状況および実現性を評価するため、PDCAサイクル手法を用いた進行管理を行います。



4・3 見直しの方針

本都市計画マスタープランは、上位計画である第5次太子町総合計画に即して、本町を取り巻く社会情勢の変化、人口、土地利用動

向の変化などに対応し、必要に応じて適宜見直しを行います。



都市計画審議会

太子町都市計画マスタープラン＜概要版＞

〒583-8580

大阪府南河内郡太子町大字山田 88 番地

太子町まちづくり推進部にぎわいまちづくり課

平成 30 年 3 月発行

TEL 0721-98-0300（代表）

FAX 0721-98-4514
